

区長報告第五号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和五年一月五日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和五年二月十三日

港区長 武井雅昭

記

令和三年十月七日議決を得た工事請負契約（港区立一の橋公園整備工事）の契約金額「三億五千四百二十万円」を「三億七千五百五十四万七千円」に、工期「契約締結の日の翌日から令和五年三月十七日まで」を「契約締結の日の翌日から令和五年六月二十六日まで」に変更する。